

議案第 1 4 号

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成 2 5 年 2 月 2 5 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市市営住宅設置及び管理条例（平成 9 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号アを次のように改める。

ア 入居者又は同居者が身体障害者等である場合 2 1 4, 0 0 0
円

第 6 条第 1 項第 2 号イ中「旧政令第 6 条第 5 項第 2 号に規定する金額」を「2 1 4, 0 0 0 円（当該災害発生の日から 3 年を経過した後は、1 5 8, 0 0 0 円）」に改め、同号ウ中「旧政令第 6 条第 5 項第 3 号に規定する金額」を「1 5 8, 0 0 0 円」に改め、同条第 2 項第 2 号イ中「この項において」を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項第 2 号アに規定する入居者又は同居者が身体障害者等である場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 入居者又は同居者に第 2 項第 2 号（精神障害にあつては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 1 級又は 2 級に限る。））、第 3 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号のいずれかに該当する者がある場合

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

第7条第1項中「又は被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条」を「、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。